

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の個人情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

公表日

令和8年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種の実施、また、予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者の把握 ②接種履歴の管理 ③予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③システムの名称	健康情報システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第14項、別表第126項、番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第十条、番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第六十七条の二
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法第19条第5号(委託先への提供) 別表第14項、別表第126項、番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第十条、番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第六十七条の二
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 健康づくり課 予防係
②所属長の役職名	健康部健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	朝霞市 こども・健康部 健康づくり課 予防係 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-423-4360
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	この事務において、人手を介在させる作業は、以下の4つになる。 ①医療機関又は市民から提出される予防接種予診票の内容について、統合宛名システムを介して宛名番号を検索する作業。 ②健康情報システムに情報を登録する作業。 これらの作業は、複数人が確認作業しており、人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有することで、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であるとえられる。 なお、この事務については、市民から特定個人情報を取得することはない。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分にしている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>“健康情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、複数人が確認作業を行っている。 また、中間サーバー・ソフトウェア内で紐づけされる特定個人情報を当課の職員が閲覧等できる権限はなく、この健康増進に係る事務については、市民から特定個人情報を取得することはない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と判断する。”</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	公表日	平成27年3月26日	平成28年8月2日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康づくり課長 目崎康浩	健康づくり課長 佐甲文子	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	公表日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I ー5ー①部署	健康づくり部 健康づくり課 予防係	こども・健康部 健康づくり課 予防係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I ー5ー②所属長	健康づくり課長 佐甲 文子	健康づくり課長 金子 一彦	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	I ー8連絡先	健康づくり部 健康づくり課 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611	こども・健康部 健康づくり課 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長 金子 一彦	健康づくり課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月10日	公表日	令和2年4月1日	令和3年2月10日	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法の規定により実施する予防接種に関する事務 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者の把握 ②接種履歴の管理 ③予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種の実施、また、予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種対象者の把握 ②接種履歴の管理 ③予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の10の項	番号法第9条第1項 別表第1の10の項、93の2の項	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2の17、18、19の項	番号法第19条第7号、別表第2の17、18、19の項、115の2の項	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和3年2月10日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康づくり課長	こども・健康部次長兼健康づくり課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17、18、19の項、115の2の項	番号法第19条第8号 別表第2の17、18、19の項、115の2の項	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年12月1日	公表日	令和3年9月1日	令和3年12月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種の実施、また、予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②接種履歴の管理 ③予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	<p>・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種の実施、また、予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②接種履歴の管理 ③予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については以下の事務を行う。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録・管理及び他市町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年12月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17、18、19の項、115の2の項	<p>番号法第9条第1項 別表第1の10の項、93の2の項 番号法第19条第5号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第10条、第67条の2</p>		重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・健康部 健康づくり課	こども・健康部 健康づくり課、新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト・チーム	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども・健康部次長兼健康づくり課長	こども健康部次長兼健康づくり課長、プロジェクト・チームリーダー	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども・健康部 健康づくり課 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611	朝霞市 こども・健康部 健康づくり課 予防係又は新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト・チーム 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611又は048-451-5588	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	2)1万人以上10万人未満	3)10万人以上30万人未満	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年12月1日	Ⅳ リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	1)基礎項目評価書	2)基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年12月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・健康部 健康づくり課、新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト・チーム	こども・健康部 健康づくり課 予防係、新型コロナウイルスワクチン接種推進室 新型コロナウイルスワクチン接種推進係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども健康部次長兼健康づくり課長、プロジェクト・チームリーダー	こども健康部次長兼健康づくり課長 こども・健康部健康づくり課主幹兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	朝霞市 こども・健康部 健康づくり課 予防係又は新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト・チーム 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611又は048-451-5588	朝霞市 こども・健康部 健康づくり課 予防係 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-463-1759 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 新型コロナウイルスワクチン接種推進係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-451-5588	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年8月1日	公表日	令和4年4月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年8月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和4年8月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	公表日	令和4年8月1日時点	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども健康部次長兼健康づくり課長 こども健康部健康づくり課主幹兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	こども健康健康づくり課長 こども健康部健康づくり課主幹兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	I - 8連絡先	朝霞市 こども健康部 健康づくり課 予防係又は新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト・チーム 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611又は048-451-5588	朝霞市 こども健康部 健康づくり課 予防係又は新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクト・チーム 電話048-465-8611又は048-451-5588	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年8月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年8月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども健康部 健康づくり課 予防係、 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 新型コロナウイルスワクチン接種推進係	こども健康部 健康づくり課 予防係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども健康部次長兼健康づくり課長 こども健康部健康づくり課主幹兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	こども健康健康づくり課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	朝霞市 こども健康部 健康づくり課 予防係 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-463-1759 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 新型コロナウイルスワクチン接種推進係 電話048-451-5588	朝霞市 こども健康部 健康づくり課 予防係 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	公表日	令和6年9月1日	令和7年12月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	<p>・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種の実施、また、予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②接種履歴の管理 ③予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については以下の事務を行う。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種実施後の接種記録等の登録・管理及び他市町村への接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p>	<p>・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種の実施、また、予防接種法の予防接種に起因する健康被害に対する給付、実費の徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種対象者の把握 ②接種履歴の管理 ③予防接種に起因する健康被害に対する給付に関する事務 ④予防接種の実費の徴収に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第1の10の項、93の2の項 番号法第19条第5号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第10条、第67条の2</p>		事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第2の17、18、19の項、115の2の項</p>		事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報ネットワークによる情報連携 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	<p>朝霞市 こども・健康部 健康づくり課 予防係 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-465-8611</p>	<p>朝霞市 こども・健康部 健康づくり課 予防係 埼玉県朝霞市本町1丁目7番3号 電話048-423-4360</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		この事務において、人手を介在させる作業は、以下の4つになる。 ①医療機関又は市民から提出される予防接種予診票の内容について、統合宛名システムを介して宛名番号を検索する作業。 ②健康情報システムに情報を登録する作業。 これらの作業は、複数人が確認作業しており、人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有することで、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 なお、この事務については、市民から特定個人情報を取得することはない。	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 .最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和7年4月1日	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		健康情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施しており、複数人が確認作業を行っている。 また、中間サーバー・ソフトウェア内で紐づけされる特定個人情報を当課の職員が閲覧等できる権限はなく、この健康増進に関係する事務については、市民から特定個人情報を取得することはない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と判断する	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	公表日	令和7年4月1日	令和8年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項	番号法第9条第1項 別表第14項、別表第126項、番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第十条、番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第六十七条の二	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 別表第19条第5号(委託先への提供) 番号法別表第一の主務省令で定める命令第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 番号法第19条第5号(委託先への提供) 別表第14項、別表第126項、番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第十条、番号表別表の主務省令で定める事務を定める命令第六十七条の二	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	こども・健康部 健康づくり課 予防係	健康部 健康づくり課 予防係	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	5.評価実施機関における担当部署	こども・健康部健康づくり課長	健康部健康づくり課長	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和8年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。